

令和8年7月17日

保護者の皆様

岡崎市立羽根小学校
校長 永井 利昌

夏休み中の運動場、遊具等の使用について

日頃は、羽根小学校の教育活動にご理解ご協力いただき、大変ありがとうございます。
現在、授業後に運動場や遊具等を使用して遊んでいる児童がいます。これは、羽根学区に野球やサッカーなどができる広いグラウンドがないということで、昔から特別に使用を許しています。そこで、夏休み中は、下記のようにさせていただきたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

記

1 使用上の留意事項

使用については、次のことをご留意ください。

- (1) 授業後や長期休業中は、学校の教育活動外となります。そのため、けがや事故があった場合、学校管理下でない時間帯の事故となるため、学校が責任を負うことはできません。また、学校の保険制度の対象外となります。
- (2) 教職員が不在の時間帯になることがあります。けがや事故が起きた際に迅速な対応ができないことがあります。

2 使用上のルール

運動場、遊具等の使用について、次のことを守ってください。

- (1) 校門の解錠のため、午前8時から午後4時30分までの使用とします。
- (2) 夏休み中は、暑くなることが予想されるため、当日の天気予報の最高気温が35度以上の場合、または愛知県に熱中症警戒アラートが発令されている場合は、使用できません。
- (3) 土曜日、日曜日、祝日及び学校閉庁日（8月10日（月）～14日（金））は、学校開放の各団体が使用していることがありますので、使用できません。
- (4) 夏休み中に使用する場合は、必ず帽子の着用し、水分補給は各自で適宜行えるようにしてください。

3 その他

本件についての問い合わせは、下の連絡先までお願いします。

（岡崎市立羽根小学校 教頭 鳥居光世 電話 51-1795）